

議案第28号

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正のため、本町の条例について一部改正を行うもの。

2 改正内容

懲戒に係る権限の濫用禁止の法令根拠が改正になったことにより条文を削除する。
(第 26 条)

3 附則規定

この条例は公布の日から施行する。

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第26条 削除	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。